

知って  
おきたい！

# 高次脳機能障害に 関する相談窓口

## 医療機関の窓口

### 東北医科薬科大学病院 高次脳機能障害支援センター

仙台市宮城野区福室1-12-1  
TEL (022) 259-1221 (代表)

○高次脳機能障害の相談や評価・診断・訓練を行い、社会復帰までの道のりを様々な形でお手伝いさせていただきます。とりわけ、評価診断を含めた医学的リハビリテーションに力を入れています。医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、ソーシャルワーカーなどの専門職がチームを組んで行います。

○他の病院や地域の保健福祉事務所、市町村窓口との連携はもちろんのこと、就労に関連した支援には、障害者職業センターや就労支援施設等と連携します。また、復学に向けて、学校など教育現場との情報交換も行います。

## 行政機関の窓口

### お住まいの市町村の障害福祉相談窓口へご相談下さい。

宮城県では高次脳機能障害者を支援するための事業を実施しており、各種相談・問い合わせに対応しております。高次脳機能障害に関する詳しいことを知りたい場合は、下記のセンターに気軽にご相談下さい。

### 宮城県リハビリテーション支援センター リハビリテーション支援班

宮城県リハビリテーション支援センター

検索

名取市美田園2-1-4  
TEL (022) 784-3588  
E-mail:rehabilis@pref.miyagi.lg.jp

お近くの保健福祉事務所でも高次脳機能障害に関する様々な相談をお受けしています。

|                  |          |               |
|------------------|----------|---------------|
| 仙南保健福祉事務所        | 母子・障害班   | (0224)53-3132 |
| 仙台保健福祉事務所(塩釜)    | 母子・障害第二班 | (022)365-3153 |
| 仙台保健福祉事務所岩沼地域事務所 | 母子・障害班   | (0223)22-2189 |
| 仙台保健福祉事務所黒川支所    | 地域保健班    | (022)358-1111 |
| 北部保健福祉事務所(大崎)    | 母子・障害第二班 | (0229)87-8011 |
| 北部保健福祉事務所栗原地域事務所 | 母子・障害班   | (0228)22-2118 |
| 東部保健福祉事務所(石巻)    | 母子・障害班   | (0225)95-1431 |
| 東部保健福祉事務所登米地域事務所 | 母子・障害班   | (0220)22-6118 |
| 気仙沼保健福祉事務所       | 母子・障害班   | (0226)21-1356 |

◆仙台市にお住まいの方は、下記のセンターでも相談をお受けしています。

### 仙台市障害者総合支援センター (ウェルポートせんだい)

仙台市泉区泉中央2-24-1  
TEL (022) 771-6511

# 高次脳機能障害 を知ろう

## 見えない障害

突然家族の誰かが交通事故にあい、  
その後、体は元に戻ったが、  
家族のことがわからない、  
今日の出来事も思い出せない、  
ぼんやりしている、怒りっぽくなった等の症状が現れ、  
どこか事故前と違う人になったように思えたら、  
あなたはどうしますか？

どうぞご相談ください

# 高次脳機能障害の主な症状とその対応

高次脳機能障害とは、病気や事故の後遺症としてみられる障害です。生活の中でそれまでできていたことができなくなって、生活しづらくなります。一見してわかりにくく、見えない障害とも言われています。

|      |           |                                        |
|------|-----------|----------------------------------------|
| 主な原因 | 脳血管障害     | 脳出血・くも膜下出血・脳梗塞（脳塞栓，脳血栓）                |
|      | 脳外傷（頭部外傷） | 交通事故・転落・転倒などによる硬膜外血腫・脳内出血・脳挫傷・びまん性軸索損傷 |
|      | その他       | 脳炎・低酸素脳症・脳腫瘍                           |

## 記憶障害

物事が覚えにくく、思い出しにくいなどの症状がみられます。

### 症状

- 約束や予定を忘れる
- 何を食べたか思い出せない
- 薬を飲むのを忘れる
- 話した内容を忘れる，同じことを繰り返し質問する
- 電話をかけたこと，かかってきたことを忘れる

### 対応例

- 予定や約束事はメモをしたり，貼り紙をする
- 日常生活をなるべく決まった日課に沿って送る
- 物をしまう時には決まった場所や種類ごとに入れる
- 記憶を助けるものとしてメモや手帳，カレンダーや日記等を利用する

## 注意障害

集中できないことで，物事がはかどりにくくなるなどの症状がみられます。

### 症状

- 一つのことを続けられない
- 作業の途中で他の作業に切り替えることができない
- 目の前にある物に気づかない
- 二つのことを同時に行うと混乱する（例 電話しながらメモをとる）

### 対応例

- 声かけは一つずつ
- 集中できる環境作り
- こまめに休憩を入れる
- 目や耳で気づきやすいように工夫する（例 付箋やアラーム付タイマーなど）
- 声を出して確認する

## 遂行機能障害

目的にかなった計画（段取り）や行動ができにくくなる症状がみられます。

### 症状

- 行動の一つ一つに指示を必要とする
- 優先順位がつけられない
- 自分勝手に行動してしまう
- 自分で計画を立ててものごとを実行することができない

### 対応例

- 集中できる環境を整える（例 テレビを消すなど）
- 声かけやヒントを示す（例 絵や図，文字など）
- 作業時間や作業工程を区切る（例 タイマー，休憩など）

## 社会的行動障害

状況に適した行動が取れない，感情のコントロールがうまくできないなどの症状がみられます。

### 症状

- 何もしない，意欲がわかない，気持ちが沈みがちになる
- 突然興奮したり怒り出す
- 不安になる
- 我慢できない
- 他人とうまく交流できない

### 対応例

- 落ち着く環境を整える
- 注意を他のものに向ける
- 時間を決めて行動する
- あらかじめ予定を伝える
- 統一した対応をする

気になる症状があれば，御相談ください。

## 高次脳機能障害の診断基準について

|          |                                                                                                                                                           |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| I 主要症状等  | 1. 脳の器質的病変の原因となる事故による受傷や疾病の発症の事実が確認されている。<br>2. 現在，日常生活または社会生活に制約があり，その主たる原因が記憶障害，注意障害，遂行機能障害，社会的行動障害などの認知障害である。                                          |
| II 検査所見  | MRI，CT，脳波などにより認知障害の原因と考えられる脳の器質的病変の存在が確認されているか，あるいは診断書により脳の器質的病変が存在したと確認できる。                                                                              |
| III 除外項目 | 1. 脳の器質的病変に基づく認知障害のうち，身体障害として認定可能である症状を有するが，上記主要症状（I－2）を欠く者は除外する。<br>2. 診断にあたり，受傷または発症以前から有する症状と検査所見は除外する。<br>3. 先天性疾患，周産期における脳損傷，発達障害，進行性疾患を原因とする者は除外する。 |
| IV 診断    | 1. I～IIIをすべて満たした場合に高次脳機能障害と診断する。<br>2. 高次脳機能障害の診断は脳の器質的病変の原因となった外傷や疾病の急性期症状を脱した後において行う。<br>3. 神経心理学検査の所見を参考にすることができる。                                     |

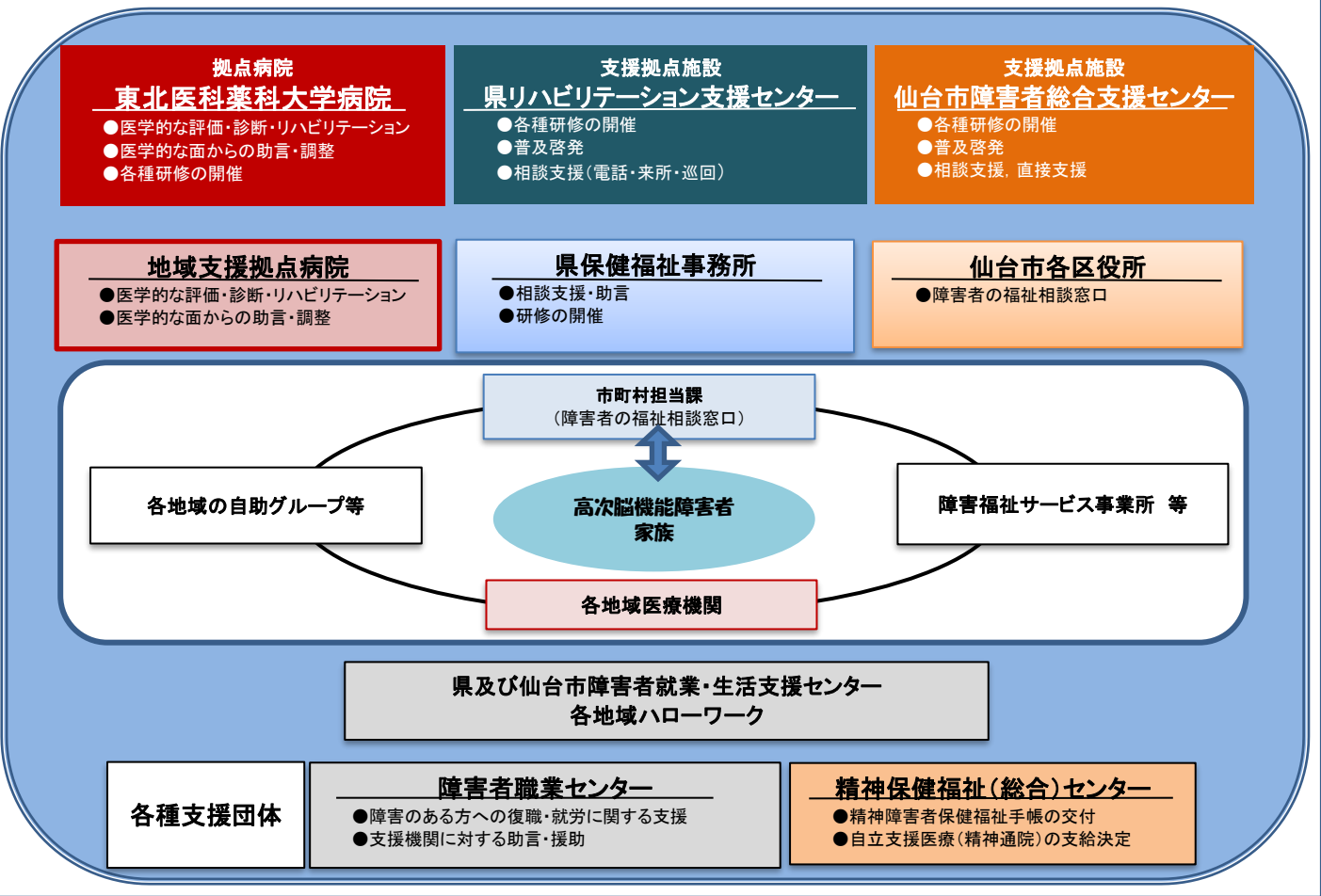
なお，診断基準のIとIIIを満たす一方で，IIの検査所見で脳の器質的病変の存在を明らかにできない症例については，慎重な評価により高次脳機能障害者として診断されることがあり得る。

（出典：厚生労働省・国立リハビリテーションセンター）

## 福祉制度の利用について

- 高次脳機能障害は，精神障害者保健福祉手帳の申請が可能です。
- 障害者総合支援法における障害福祉サービスの対象です。  
高次脳機能障害者は，精神障害者保健福祉手帳をもっていない場合でも，自立支援医療受給者証（精神通院医療）や医師の診断書があれば，障害福祉サービスの支給申請が可能です。
- 脳血管疾患（特定疾患）を原因とする40歳以上の高次脳機能障害者は，介護保険制度の申請ができます。
- 条件を満たしていれば，高次脳機能障害は障害年金の受給対象になります。

## 宮城県の高次脳機能障害者支援体制図



# 家族相談のご案内

## ご家族向け相談事業

高次脳機能障害者を支えるご家族が、ご本人の障害や接し方を理解し、心の負担を軽くすることを目的に家族相談を開催します。専門の相談員が個別に対応します。相談内容の秘密は厳守します。安心してご相談ください。



☆相談無料☆

☆事前申し込み制☆

※相談ご希望の際は、下記までお問い合わせください。

相談時間は**お一人1時間程度**となります。

### 相談場所

希望に応じて調整します。

### 問い合わせ

電話： **022-784-3588**

リハビリテーション支援センター

リハビリテーション支援班

# 高次脳機能障害

## 家族学習会のご案内

当センターでは高次脳機能障害の方（疑いのある方を含む）のご家族が、障害のことやご本人への接し方について理解を深め、またご家族同士が体験や工夫等を情報交換することを目的に家族学習会を開催しています。

### ☆日程☆



第1回 令和7年 7月11日（金）

第2回 令和7年 8月28日（木）

第3回 令和7年10月10日（金）

※時間：全日程午後2時～午後3時20分

内容：詳細は裏面をご覧ください

### ☆会場☆

宮城県リハビリテーション支援センター1階 リハ展示ラウンジ

（名取市美田園2丁目1-4）仙台空港アクセス鉄道 美田園駅から徒歩5分

### ☆問い合わせ☆

電話：022-784-3588

リハビリテーション支援センター

リハビリテーション支援班

## ☆内容☆

高次脳機能障害に関する**勉強会**と**情報交換会**を行います。

**第1回** 「高次脳機能障害により日常生活で  
生じやすい困りごととその対応方法について」

講師：東北医科薬科大学病院

高次脳機能障害支援コーディネーター

言語聴覚士 目黒祐子氏

**第2回** 「高次脳機能障害者が利用できる  
福祉制度やサービスについて」

講師：東北医科薬科大学病院

医療ソーシャルワーカー

大野美和子氏

**第3回** 「高次脳機能障害者が安心して生活をおくるための  
生活支援と工夫について」

講師：NPO法人みやぎ身体障害者サポートクラブ

相談支援ころんぶす

相談支援専門員 鈴木久美子氏

## ☆申し込み方法☆

**事前予約制**となっております。

**各開催日の1週間前**までに

当センターにお電話でお申し込みください。